互助給付金申請及び給付金請求の留意点について

1.申請できる期間

申請できる期間は、事故発生後1年以内です。(別表参照)

- 2. 公務死亡弔慰金の申請
- (1)「ア.公務死亡状況説明書(互助様式第3号)」-「状況説明」欄 この欄には、公務中に死亡した状況が明確にわかるようご記入ください。
- (2)「イ.公務死亡証明書」

関係公的機関の長、もしくは当該社協会長等により、当該委員の活動が民生委員・児 童委員としての公務であったことを証明してください。

証明書の様式は問いません。

(3)「ウ.医師の発行する死亡診断書」 必ず原本を提出してください。

- 3. 公務傷害及び公務疾病見舞金の申請
- (1)「ア.公務傷害・公務疾病状況説明書(互助様式第4号)」

「全治期間」欄

「全治期間」とは、傷病・疾病が発生してから完治するまでの日数を指します。 通院、入院、自宅療養3つの療養方法全てを含み、発生から完全に治るまでの加療 期間です。

例えば入院しなくても完治するまで 30 日を要し、その間の通院が 10 日間であった場合、自宅療養を含めて全治期間は 30 日となります。

なお、この期間中に入院した場合は、「入院有り」に を付し、その期間を具体的 に記入してください。

「状況説明」欄

この欄には、公務中に傷害を受けた、もしくは公務に起因した疾病にかかった状況が明確にわかるようご記入ください。

(2)「公務傷害・公務疾病証明書」

関係公的機関の長、もしくは当該社協会長等により、当該委員の活動が民生委員・児 童委員としての公務であったことを証明してください。

証明書の様式は問いません。

(3)「ウ.医師の発行する診断書」

必ず原本を提出してください。

公務審査委員会において審査するために、全治期間及び入院の有無についての客観的な資料が必要です。そのため、診断書には「全治期間」及び「入院の有無」が明記されていることが必要となります。

従って、傷害・疾病が完治した時点の診断書を添付してください。

4.一般死亡弔慰金の申請

(1)「医師の発行する死亡診断書」

原本が添付されていることを確認してください。

ただし、一般死亡確認書(互助様式第5号)をもって代えることができます。

5.配偶者死亡弔慰金の申請

(1)「医師の発行する死亡診断書」

原本が添付されていることを確認してください。

ただし、配偶者死亡確認書(互助様式第6号)をもって代えることができます。

6.一般傷病見舞金の申請

(1)「医師の発行する診断書」

原本が添付されていることを確認してください。

ただし、一般傷病確認書(互助様式第7号)をもって代えることができます。

(2) 互助様式第7号(一般傷病確認書)-「全治期間」欄

「3.公務傷害及び公務疾病」-(1)「ア.公務傷害・公務疾病状況説明書(互助様式第4号)」に同じ。

7. 災害見舞の申請

関係官公署の罹災証明書が添付されていることを確認してください。

災害見舞の対象となるのは、居宅のほか、居宅と隣接または同一敷地内にある納屋、 倉庫、店舗、診療所、事務所、貸しアパート、神社などです。

8.退任慰労の申請

退任確認書(互助様式第8号)が添付されていること、退任確認書に退任年月日、在 任期間が記載されていることを確認してください。

9. その他

(1) 互助様式第2号(給付金申請書)

「市区町村社協等使用欄」 - 「給付金受領方法」

この欄は、市区町村社協等が、給付金受領者(会員または会員の遺族)に、どのような方法で給付金を渡すのかを、市区町村社協等が、記入する欄です。

よって、「1.銀行振込」を選択した場合は、給付金受領者の銀行口座をご記入ください。

なお、事故防止の観点から、可能な限り「2.現金」ではなく、「1.銀行振込」により給付金をお渡しください。

(2)給付金の申請及び報告・請求

原則として、毎月1回行ってください。